

# 横浜市立大学リハビリテーション科開設 50 周年記念 研修助成金に関する申し合わせ

## (目的)

第 1 条 本申し合わせは、横浜市立大学リハビリテーション科医師弘嗣会（以下「本会」という）規約第 4 条（6）に基づき、本会所属の会員（以下、会員という）の個人研究を補助し、研究活動の活性化を図る目的のため、研修助成金（以下、助成金という）について定めるものである。

2 助成金の原資は、横浜市立大学リハビリテーション科開設 50 周年記念式典における寄付金の一部を、これにあてる。

3 助成金は、原則として、海外で開催される国際学会発表に際しての参加を支援するものとする。

## (申請資格)

第 2 条 助成金の申請資格は、本会所属の正会員とする。

2 助成金の交付は 1 回限りとし、一度助成金の交付を受けた者には、以後の申請資格は認めない。

3 参加助成は、公的な助成金を優先するものとし、他の公的助成がある場合には、原則として支給しないものとする。

## (申請方法等)

第 3 条 助成金の申請は、運営委員会に対し、参加学会の名称、参加期間、抄録を記載した書面等によって行う。申請期間は参加する国際学会開催月の 2 か月前の運営委員会開催日までとする。

2 申請は 1 名につき、1 件に限る。

## (助成金)

第 4 条 助成金は、原則として 1 件 10 万円とする。

## (選考方法)

第 5 条 助成金の選考は、運営委員会が行う。

## (報告)

第 6 条 助成金の受彰者は、受彰した年度または翌年度の同門会談話会において、

発表の再演および学会参加報告を行うものとする。

2 受彰者は 800 字以内の発表報告書を作成し、同門会ホームページに掲載する。

附 則 本申し合わせは、平成 31 年 4 月 6 日より施行する。

本申し合わせは、令和 5 年 7 月 25 日より施行する。